

令和7年2月7日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県水産審議会
会長 井貫 晴介

かながわ水産業活性化指針の改定について（答申）

令和6年7月23日に諮問を受けた標記のことについて、次のとおり答申します。

神奈川県水産審議会（以下「当審議会」という。）では、令和6年7月に神奈川県知事から、神奈川県水産審議会規則第2条の規定により、「かながわ水産業活性化指針」（以下「指針」という。）の改定について諮問を受けました。

指針の改定に当たっては、様々な見地からの意見を踏まえ、施策の方向性等を審議してまいりました。今般、県が取りまとめた次期指針について、当審議会から意見を述べます。

1 結論

当審議会に示された指針は、本県における水産振興施策の方向性を示す計画として、適切であると認めます。

2 意見

漁業者はもとより、県民に対し、指針の内容をわかりやすく周知するように努め、漁業者、国、市町村、関係団体と連携を図り、指針に沿った着実な事業の推進を求めます。

事業の実施状況や目標の達成状況等については、定期的に検証を行い、その結果を当審議会に報告し、意見を徴することを求めます。

また、気候変動に伴う海洋環境等の変化による漁獲量の減少や、全国的な海業の取組の推進など、水産業を取り巻く情勢が大きく変化しています。県においては、これらの状況等を把握し、施策に反映することを求めます。

以上